

平成22年度 第8回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年11月9日（火）19時45分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

最初に党のPTから重点要望が示されまして、どちらかというところ、政府税調にやや判断を委ねた部分もあるかなと見受けられるのですが、副大臣の受けとめ方をお聞かせ願えますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

大変真摯な御検討をいただいたと。そして、これまでの自民党をはじめとする与党の税調とは違う、とにかく税金をまけろ、まけろのオンパレードではなくて、きちんと倒す租特を九つも挙げていただいて、大変税の本筋論に迫った良い御要望をいただいたと思っております。

当然、政治的な御配慮も必要ですから、最終的な判断は、見直しを求める、再検討を求めるとか、下駄を預けるがごとき表現はありますけれども、自ずから色合いが出ていて、大変御努力していただいたと高く評価をさせていただきたいと思っております。

○記者

所得課税の議論で、見直しの視点というものがたたき台として示されたわけなんですけれども、今日の議論の印象とか、それぞれの控除などのいろいろな論点の考え方についてお願いできますか。

○五十嵐財務副大臣

かなり御理解いただけたのではないかと思います。資料もよくできておりまして、所得の特に高い方については、実質的な税率がむしろ下がっていくとか、あるいは所得が高い人ほど控除による恩恵を多く享受しているとか、そういうことが分かりやすい形で示されていて、そこをきっちりと政務官に御指摘いただいたと思っております。かなり委員の皆様方にも納得性が高かったのではないかと思います。

ただ、まだ検討すべきことがたくさんございますので、一概に検討が進めば、少し待ってよという声も出てくるかとは思っております。

○記者

先ほどの質問にありましたが、所得課税の見直しの視点がありました。これは、今後の税調の全体会で、改めて所得課税についての見直しを進めていく上で、給与所得控除の見直しというのは、先ほど説明でも1,000万円に上限を置くのか、2,000万円なのかというような話もありましたが、具体的にどこに上限を置くのかという議論を基本的に進めていくという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

当然、まだイメージだけを示しているのもあって、水準については言及をしておりません。これについては、これから丁寧に見ていかなければならないと思っております。当然、上限というか、どこに基準を置くかというのがポイントになってくるだろうということは理解をしております。

○記者

配偶者控除についてですが、小宮山副大臣から全廃すべきという意見がある一方で、ある一定の水準のところで切るという考え方もありました。今後、子ども手当の5大臣会合の議論もありますが、この配偶者控除につきましては、どのような議論を進めていかれるお考えでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

配偶者控除については、今日もいろいろな御意見があったと承知しております。つまり、男女共同参画、女性の働き方について影響を与えるようなものは見直しをすべきだという一方で、働きたくても働けない方々も大勢いらっしゃるというところをどう見るのか。それから、やはり専業主婦の地位といたしますか、そういうものを本当に評価しないということでもいいのかという伝統的な考え方も一方ではございますので、これについては、かなり慎重に両方向の考え方があるということ踏まえて、検討する必要があると思っております。

○記者

所得税の最高税率の見直しというのは、今日のこのペーパーには特に言及はございませんでしたけれども、今後、最高税率につきましては、どのような扱いになるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

最高税率につきましては、当然、日本においては諸外国と比べて低いのではないかという話もあります。そんなに低いわけではないので、ただ、例えば1%上げても大した収入にならないということもあり、方向としては象徴的な意味で上げることはあり得るというお話も、峰崎参与からありましたけれども、それは選択肢の一つとしてあるのだらうと思えます。また、ブラケットを見直すということもあるでしょうし、いろいろな観点がこれからも出てくるだらうと思っております。

○記者

今の税率構造の話ですが、昨年の税制改正大綱では、税率構造や諸控除の見直しに取り組むという視点が書いてあったのですが、今日の資料の見直しの視点では、税率構造については特に触れていられないということ考えると、税率構造をここで、すごく検討したいという感じではないというようにも受け取れるのですが、そこで差を付けた理由というのを改めて教えていただけますか。

○五十嵐財務副大臣

排除しているわけではないと考えております。余り前提を置かずに、幅広く検討し

たいというのは、当初からの私どもの考え方です。しかし、税率構造は触り出すと大変だということもあるのではないかと思いますけれども、そこに全く手を付けずによしということを考えているわけではありません。

○記者

諸控除の見直しの視点のところでは、かなり税体系の中からの論点を示されていますけれども、今後、例えば子ども手当の財源等の話になったときに、幾らぐらいの財源が必要なので、その分を生み出すのにどうすればいいかという議論が当然出てくると考えてよろしいかどうか教えてください。

○五十嵐財務副大臣

いみじくも小宮山副大臣の方から御説明がありました。最初は、月額1万6,000円に対するというのは逆で、配偶者控除と扶養控除を整理する、それを子ども手当に換算すると月額1万6,000円ということだったんだけれども、そのほかの要素を見込んで1万円上乘せしたということですから、それは1万円分どこかで探さなければいけないという話が当然出てくるのだらうと思います。ですから、諸控除だけでそれが出てくるという計算に最初から構造的になってないわけですから、その他の要素も含めて考えていく。ペイ・アズ・ユー・ゴーということでは考えていくことになると思います。

また、子ども手当の水準そのものの議論もまだ固まっておりませんから、その動向も見なければいけないのかなと思っています。

現物支給をどうするのか、その水準をどうするのかということも見ながら検討しなければいけませんけれども、一方では、税の理論上から整合性がある見直しはどういうところなのかということを見ながら考えていく、そして後から水準的にはどうなのかということを見ていくのだらうと思います。

○記者

逢坂政務官にお伺いしたいのですが、住民税の方で保険料の控除とか、退職所得の課税の税額控除の見直しということに触れられていますけれども、基本的に今のお考えとして全廃するという考えがおありなのか。あるいは、それこそ所得で切るような、考え方の方向性があれば教えてください。

○逢坂総務大臣政務官

現段階で、全廃かどうかというのは今後の議論に委ねたいと思いますが、特に退職所得については、10%カットするというのが、時代に相当合っていないということがございます。創設したのが昭和41年で、当時の金利と今の金利は全く違うわけですので、この部分については優先順位が高いのではないかと考えています。

○五十嵐財務副大臣

私の発言について、尾立政務官の方で修正ないし補足することがありましたら、どうぞ。

○尾立財務大臣政務官

補足ですけれども、子ども手当と扶養控除の所得制限の話があったのですが、小宮山副大臣から新たな御提案というか、その経過措置として税額控除のような考え方を御提案されたことには、興味を引きました。

○記者

保険年金の対応ですが、特別な還付が法の施行から1年ということですが、これで決まりだという理解でよろしいのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

これは、これから法律案を作って、御議論いただいて決定ということになるかと思いますが、基本的な方向性としては、再来年、平成24年3月、すなわち確定申告を含むということで考えていきたいと思っています。

○記者

政府税調としての方針は、もうこれで固まったという理解でよろしいのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ最終的にそこまで行っていませんけれども、方向性としては今日異論がなかったということで、これについては大体そういう方向でいいのではないかと目論んでいるということです。

○記者

給与所得控除についてですが、今回見直しの論点の中で、書きぶりとして、「中高所得の給与所得者については、上限設定を行い」と書いてあるのですが、これは税制改正大綱を見させていただくと、基本的には高所得者により優位な制度となっているので、このため上限を設ける見直しが必要だという書きぶりだったのですが、これは大綱から比べるともう少し中所得者、イメージすると恐らく平均所得の辺りの方も視野に入ってくるのかと思うのですが、その辺りの問題意識をどう見てらっしゃるのかお聞かせください。

○五十嵐財務副大臣

正しくこれからということです。ただ「中」という言葉は、余り高所得のイメージが上過ぎるとまずいのかなということだろうと思いますが、そんなに下までは下げられないはずのものだと思います。

○記者

その給与所得控除を含む控除の今後の議論の進め方ですが、今日は事実関係としていろいろな数字を挙げられたところにとどまっていますが、今後は財務省ないし総務省側から具体的な数字を議論のたたき台として提示していくのか。それとも、時間にかかるかもしれませんが、一定程度子ども手当などを見ながら議論の収れんを待つのか。どういう進め方を考えてらっしゃるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

今月中に具体的な見直し案をお示ししたいと思います。その上で、税調での審議を賜りたいと思っています。私どもの方から具体的な見直し案をお示ししたい。たたき台を出したいと考えています。

○記者

成年扶養控除についてですけれども、今日出された資料を読みますと、今後の見直しの方向性としては、障害を持っている人とか、病気で長期療養中の人は除いて、低所得の人はそのまま残して、高所得の人は見直すということが書かれていますから、そうしますと今後の見直しの方向性としては、やはり給与所得控除のような上限を設けて、その上限を超える人については減額する、あるいはなくすという方向性になるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

どういう技術的な方法があるのかは、まだこれから検討しなければいけないと思いますけれども、やはりそれ相応の事情があってやむを得ず扶養されている方というのは当然いらっしゃるわけです。それらの方々やその扶養者に負担を求めるわけにはいかないということですから、当然、考えられるのは、親御さんが金持ちだから学校も行っていない、働けるのだけれども働いていないという成年の方々について、お金を持っていらっしゃる親御さんには控除のメリットが大きいのですが、それをそのままというわけにはいきませんねということだろうと思います。当然、ひっくり返せば、収入がある程度高くて、そして相応のうなずける理由を持たない扶養者については、それは応分の負担をお願いするということだろうと思います。つまり、その部分についての控除はなくすということになるのだろうと思います。

○記者

その場合、控除をなくす、いわゆる上限などを設けるときに、その上限額を検討する際の基準というものは、今後、同様に検討していく給与所得控除の上限額であるとか、配偶者控除についてもそうなるのかもしれないのですが、その辺りとのバランスはどのように考えていくのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

正にそれはこれから検討するということですから、どのぐらいのところにその方々がおられるかという一定のサンプル調査、総務省のサンプル調査なども勘案して決めていくということになると思います。

○記者

給与所得控除の上限設定と特定支出控除の対象範囲の拡大、使いやすさ、簡便性の拡大みたいな話は、必ずセットという理解でよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

セットにはならないと思っていますけれども、これから案を出すわけですから、まだそこまで考えて両案を出しているわけではありません。それぞれにおいて検討して

いて、たまたま一致することはあるかもしれません。

○記者

所得税と関係ないのですが、先ほど官邸で行われた国内投資促進円卓会議で経団連が、法人税を下げた場合、10年後に100兆円の投資が生まれるという試算を出されていますけれども、これについてどう思われますか。

また、これについて総理が、そういう力強い言葉を聞くと幾らでも減税していいのではないかとおっしゃったそうなのですが、これについてどう思われるかを教えてください。

○五十嵐財務副大臣

それは要するに、私どもは担保がないお話であるということはずっと言っております。総理自身も、私どもが何う話では、利益が企業に積み上がるだけ、内部留保に積み上がるだけで雇用も生まない、それから、その他の投資効果も生まないということであれば、それは意味がないというようなこともおっしゃった。そのような趣旨のこともおっしゃったとも聞いておりますので、総理がそのまま言い分を真に受けたとは思っておりません。

○記者

環境税について、逢坂政務官に質問ですが、資料の中で、地方の分で1兆6,400億円、国で1兆1,284億円というふうに環境でお金をかけているというふうな資料がありましたけれども、これは、環境税を作った場合は最低でもこれぐらいの比率、半々以上、これですと10対7ぐらいになるのでしょうか、それぐらいの比率で地方に環境税の分の財源はもらうように求めていく。そういうふうな理解でいいでしょうか。

○逢坂総務大臣政務官

どの程度の額を地方と国との取り分にするかというのは、これからの議論であると思えます。

それから、現在、地方で1兆6,400億円支出していますが、国からの財政移転はこれの中に、要するに補助金の類のものが4,000億円強入っているのです。ただ、それを差し引いても、国も1兆1,000億円、地方も1兆1,000億円ですからイーブンであることは事実ですけれども、今の補助金改革の関連とも兼ね合わせてどうしていくかというのはこれからの議論であると思えますが、ただ、全部国が持っていくということはないでしょうねということはいっきりと言っておきたいと思えます。

○記者

今のことに関して2点ほど伺いたいのですが、1点は、道路財源の暫定税率と石油石炭税の課税、これは別々の温暖化対策税という形になっていると思うのですが、その辺、今後、どういう形で収れんされていくのかという議論が出たかどうかということ。

それと、さっきの質問にも関係あるのですが、税収規模が依然としてはっきりしていない。要するに温暖化対策税の大きさが明示されていないと思うのですが、その辺

は議論になっているのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

例えば環境省の案について言えば、御理解が違っていると思います。ガソリンへの上乗せ税、つまり当分の間、税については乗せる、温対税の中に含めるということがはっきりと書かれておりますので、別々の話にはなっていないと思います。

それから、規模感について言えば確かにはっきりとは出ておりませんが、今日言われていたことを解釈しますと、例えば経産省について言えば、大規模な増税・増収になることは好ましくない、だけれども両省とも、かといって減税になってしまうのでは、それは温対税の意味がない、薄れるというようなことをおっしゃったかなというように理解をしております。

[閉会]